

大東市監告示第6号

工事監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第5項の規定により工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成27年2月23日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

【担当 監査委員事務局】

平成26年度工事監査結果について

I 監査の概要

1 監査実施日

平成27年2月2日（月）

2 監査対象

市が施工中の工事の中から、設計金額、進捗状況等を勘案し、街づくり部土木課が所管している「四条南小学校北側線歩道設置2期工事」を本件監査の対象とした。

3 監査方法

本件監査の執行には、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合との間に業務委託契約を締結し、同連合から派遣された岡田正隆技術士の支援の下、関係職員からの説明を聴取しながら書類ならびに現場の調査を行った。

4 監査結果

計画、設計、積算、契約等の事務ならびに現場の施工状況は、概ね良好であった。今後とも技術力の向上に努力されることを期待する。

II 個別的事項

1 工事概要

(1) 工事場所

大東市野崎四丁目地内

(2) 工事内容

工事延長	L = 102.7 m
舗装工	1,162.3 m ²
排水構造物工	
集水桝	13箇所
側溝工	4.2 m

縁石工		
地先境界ブロック	149.	4m
歩車道境界ブロック	86.	3m
防護柵工	86.	3m
区画線工	146.	3m
床版工	102.	7m
構造物撤去工		一式

(3) 工事請負業者

株式会社 共進土木

(4) 設計業務委託業者

株式会社 三友測量

(5) 事業費

予定価格 27,321,840円 (消費税等を含む)

請負金額 19,429,200円 (消費税等を含む)

(6) 工事期間

平成26年10月 9日 ~ 平成27年 3月31日

(7) 工事進捗状況

計画出来高70.0%、実施出来高81.0%で先行

(8) 工事監督員

街づくり部 土木課 奥田 敏史

2 書類調査における所見

市の工事関係書類は必要にして十分整理できている。請負業者の工事関係書類は工事の進捗に合わせて整理ができている。

提示された書類を検分し、疑問点は関係者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について吟味した。その結果は総括的には良好であり、評価できるものと判断される。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、注意、要望、検討を

要する点については同項に示すものとする。

(1) 工事着工前における調査事項

①設計図書に關係する書類について

市道四条南小学校北側線は、地域住民の生活道路、及び周辺学校の通学路として利用される一方、府道枚方富田林泉佐野線から国道170号線への抜け道として利用されているため車両の往来が多く、歩行者の安全性の点で問題を抱えている。

当該工事は市道四条南小学校北側線の北側既設開水路の上を、鉄筋コンクリート床版で覆工し、その上に歩道を設置、併せて車道を拡幅することにより、歩行者の安全を確保するものである。

拡幅道路形状については特に問題となる点はなかった。構造的には、既設水路側壁の天端を研り、既設道路面の高さに合わせて鉄筋コンクリート床版を設置する計画である。床版は大型車の後輪荷重に耐えられるよう設計計算されている。水路側壁の安定計算及び基礎地盤支持力は問題ないことを確認していた。既設水路上に床版を設置することにより、水路断面が縮小されるが、流下能力に問題ないことも確認できていた。ただし既設コンクリート側壁に輪荷重が載荷された場合の応力度の確認が出来ていないので、確認しておくことが望まれる。

以上より、当該道路の設計内容は一部確認できていないところがあるが、全体としては概ね適切であると判断した。

②積算に關係する書類について

数量計算書は工種別に分類し、計算されていた。積算は大阪府の積算基準に基づいて行われ、資材単価も大阪府の標準単価及び市場単価を採用している。また経費は道路改良工事の係数を乗じて決定していて、いずれも適切な内容であった。

個別工種毎に、必要に応じて代価表が作成され、積算は設計者と別に検算していた。その他についても問題となる点は見当たらなかったため、全体として適正な積算方法と内容であると判断した。

③入札、発注に關係する書類について

入札は指名競争入札[郵便入札]にて行われ、市内業者15社が参加して行われていた。最低価格で応札した業者が10社あったため、くじ引きにより決定していた。くじ引きには業者の代表も参加していて、方法は公正な手順であった。

以上より、今回の工事に対する入札、発注業務について、全体として適切に行われていると判断した。

④契約に関する書類について

入札後の請負業者との契約等は適切に行われていた。主任技術者の専任、施工計画書の提出等も適切であった。

公共工事履行保証については履行保証書が提出されていた。また前払金の保証証書も提出されていた。

請負業者は労災保険に加入していることが確認されていた。また工事保険、第三者損害賠償保険等の加入についても、加入していることが確認されていた。

請負業者は、自社社員の退職金制度を導入しているとの理由で、建設業退職金共済制度には加入していなかった。市にはその旨の理由書が提出されていて、適切であると判断した。

現場代理人・主任技術者・監理技術者届が、資格証の写しを添付して提出され、工事カルテ受領書で確認されており、適正に処理されていると判断した。

以上より、今回の工事に対する契約業務について、全体としては適切に行われていると判断した。

(2) 工事着工後における調査事項

①施工管理に関する書類について

請負業者から施工計画書が期限内に提出され、担当者の承認を受けていた。施工方法については、「土木工事請負必携（大阪府都市整備部）」に基づいて計画されているとのことであった。施工計画書の内容を確認したが、特に問題となる点は見当たらなかった。

現場は既設道路を通行しながらの施工となるため、工事に先立って道路使用に関する警察協議が行われ、その結果に基づいて施工計画を策定していた。

また工事に先立って施工業者が現地測量を行い、その結果が提出されていた。

既存施設取り壊しによるコンクリート、アスファルト等の産業廃棄物の処理については、許可を受けた処理業者に委託されていた。請負業者と処理業者の間で取り交わされた契約書及び処理業者の許可証の写しが提出されており、適切に管理されていることを確認した。

工事写真は、現在整理されているものについて確認した結果、工事完了後埋設されて見えなくなる箇所の処理状況が確認できる写真も撮影されていた。

以上より、今回の工事に対する施工管理に関する書類については、適切に行われていると判断した。

②使用材料承諾願及び試験・検査等に関する書類について

設計図書にもとづいて使用材料承諾願が提出され、担当者が内容を確認の上、

捺印した書類が残されていた。また受入検査については、その都度、担当者が受入検査に立会ったことを証明する記録及び写真が残されていた。

また既設水路上の床版（鉄筋コンクリート）に関して、鉄筋被りが確保されているかどうかを確認できる写真が撮影されていて、適切に管理されていることを確認した。

③施工監理（監督）に係る書類について

施工計画書、工事日報等、必要な書類は整理されていた。現場の道路使用に関する警察協議については、工事着手前に所定の手続きが行われ、工事期間中の交通誘導等の対策が適切に計画されていた。

市担当者が適宜現場に出向いて材料検査、段階確認検査、工事進捗状況の確認等を行い、また問題点等について双方で協議し、必要な記録を作成していた。

以上より、今回の工事に対する施工監理（監督）業務については、適切に行われていると判断した。

3 現場施工状況調査における所見

現場視察当日は計画出来高70%に対し実施出来高は81%で、予定より工事は先行していて、工期内に竣工予定とのことであった。目視の限り設計図書ならびに施工計画に従って施工されていた。構造物の仕上がり状態等は良好であった。

特に問題となる点は見当たらなかったが、調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、注意、要望、検討を要する点については同項に示すものとする。

（1）現場施工状況における調査事項

①工事施工状況について

工事監査当日の現場は、床版コンクリート工事及び地先・歩車道境界ブロック設置工事がほぼ完了していて、雑工事を行っている程度であった。現場の施工状況は概ね良かった。任意点で道路幅及び床版コンクリート天端高さを測定したところ、IP.6点の水路高さは-29mmで、規格値下限の30mmに近い数値であった。道路幅員は歩道が2.5m、車道は7.00mを確保出来ていた。また点検孔内部の施工状況についても、設計通りにタラップが設置されていた。

以上より、工事施工状況については、図面どおりの施工が行われており、特に問題ないと判断した。

②安全管理状況等について

建設業許可票等の表示は現場の見やすいところに掲示していた。

安全関係については、現場代理人が毎日安全パトロールを行っていて、チェックリストにより点検を行っていた。

現場で使用している重機の点検整備は適切に行われていて、オフロード法に適合した機種であることを、関係記録及び工事写真で確認した。

現場には、歩行者、通行車両の安全を図るため、カラーコーン、バリケード等で識別・区分され、必要箇所に安全看板を設置し、第三者に対して注意喚起されていることを確認した。

以上より、安全管理は概ね良く出来ており、特に問題ないと判断した。

4 その他の所見

特になし。